

第三国定住難民受け入れから見える 難民政策の課題と提案

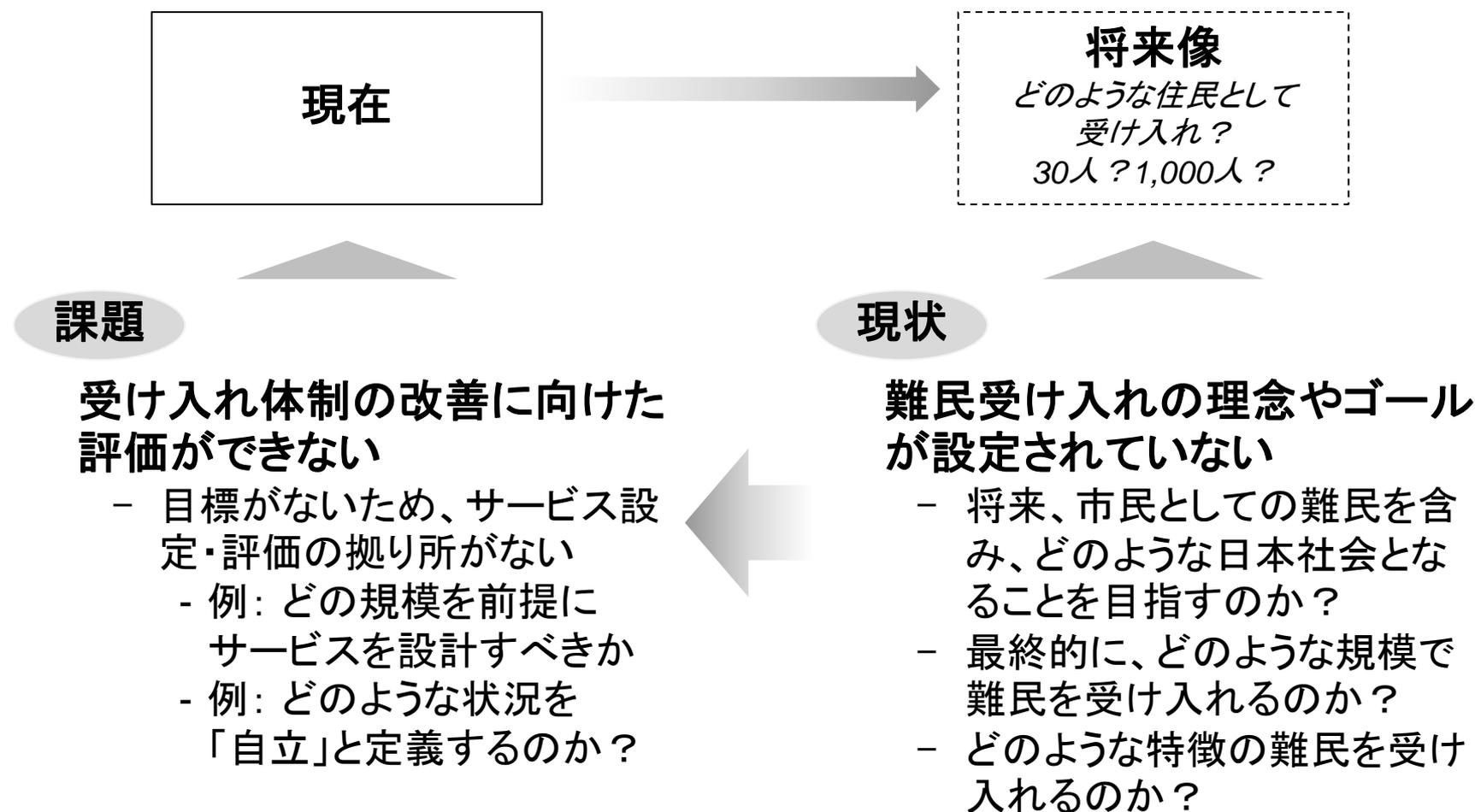
第三国定住に関する意見交換会

FRJ

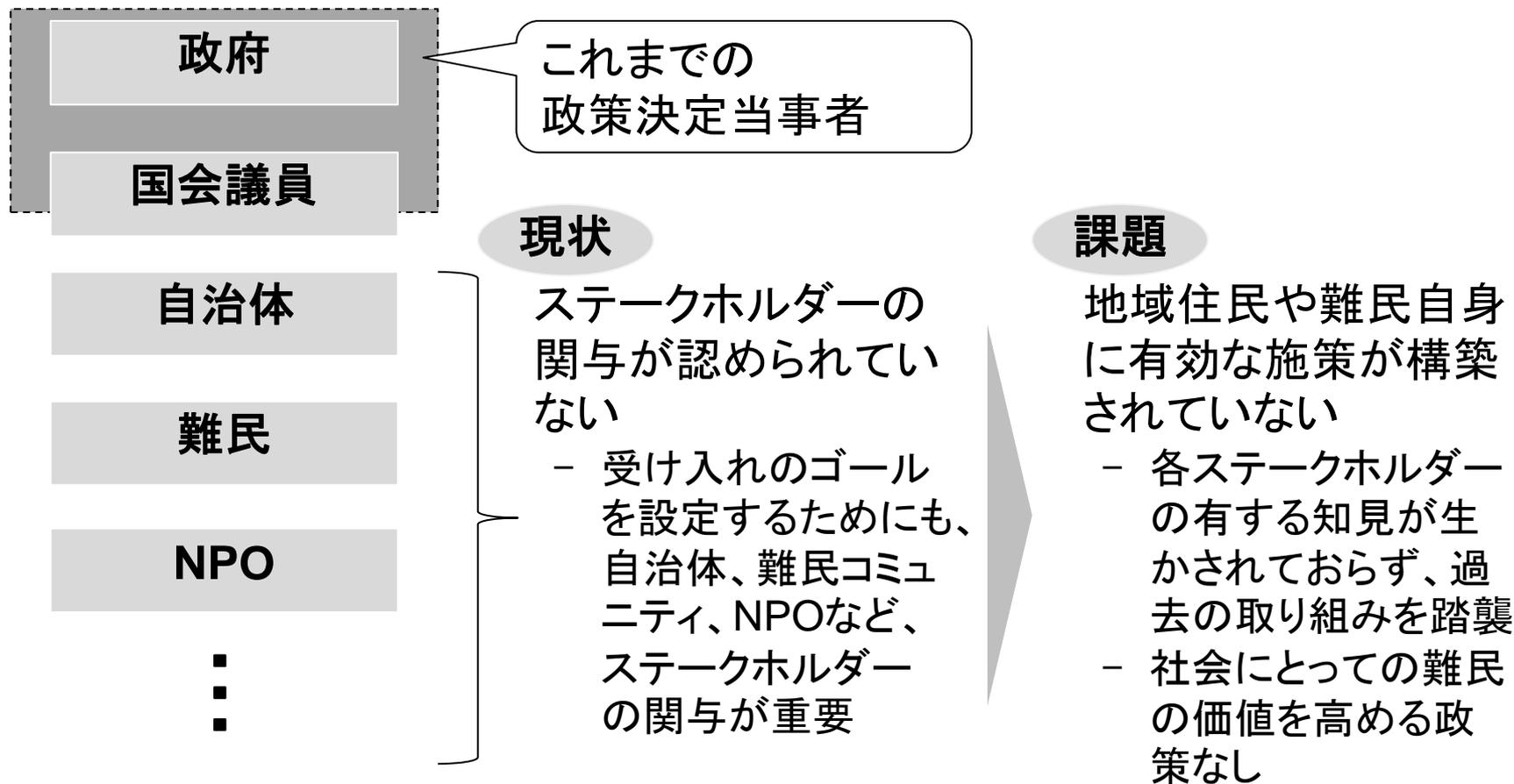
NPO法人 なんみんフォーラム
2012/1/19

現状の課題

現状の課題① 政策決定において、理念やゴール設定が不明確



現状の課題② 政策決定において、各ステークホルダーの関与がない



現状の課題③ 受け入れの体制・内容が不十分

現状

導入研修
6ヶ月間

地域での就労
研修・定住

= 対応水準
(イメージ)

例：
ケースマネ
ジメント

- 都内で研修センター付近での生活のため、対応は比較的容易（実態としての対応状況は不明）

- 都内から遠隔での対応のみで、個々の問題への対応が困難

例：
日本語

- 約6ヶ月間の日本語教育・生活面の教育（ただし、達成目標が明確でなく、目的に即した教育内容となっていないのでは）

- 継続した日本語教育なし
- 地元の支援体制構築への支援なし

- 定住への支援が、6ヶ月で大幅に縮小
- 支援を引き継ぐべき自治体や雇用主への事前のサポートが不十分

課題

難民が地域での居住に多大な苦勞

- 例：日本語のレベルが低下し、子どもの急病の際に、救急医療に自らアクセスできなかった

- ※ インドシナ難民受け入れでの課題への総括・反省がなされていない
- 現在の支援スキームは、インドシナ難民受け入れでの仕組みと類似

難民受け入れ側にも負担発生

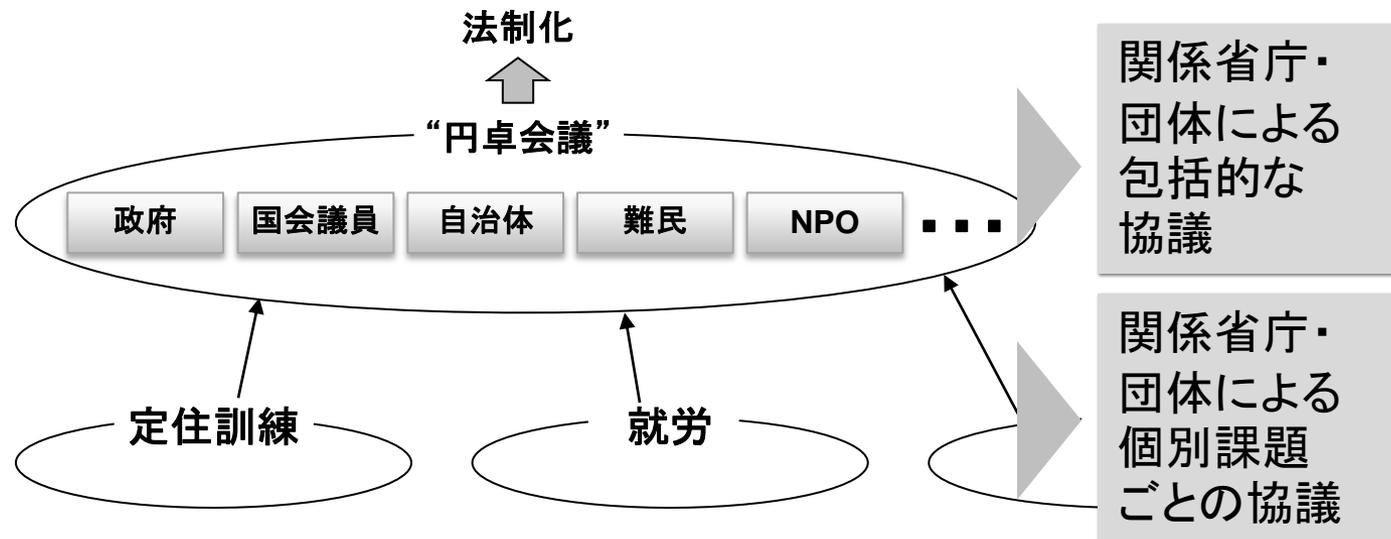
- 地域コミュニティやNPOなどが関与する仕組みが作られず、自治体での予算化もない状況で、雇用主等が苦勞して受け入れ

提案

提案1. 官民連携での政策立案

政策立案

体制



検討
テーマ

- **理念・ゴール設定:** 難民受け入れにより、どのような社会を構築するか
 - 第三国定住難民のみならず、条約難民・人道的配慮も考慮
- **評価方法設定:** どのような指標を設定し、定期的にどのように施策を検証するか
- **制度設計:** 新たな難民受け入れ制度をどのようなものとするか
 - 再定住者選定、現地オリエンテーション、在留資格、定住訓練(日本語・就労・文化オリエンテーション)、医療、雇用、教育などの個々の 이슈について、分科会により検討
 - 政策決定・官民協働の実施プロセス、合同評価なども念頭に置いた制度づくり
 - 検討にあたっては、情報開示・評価・検証が必須:パイロットケースおよび過去のインドシナ難民受け入れから学ぶ
- **予算化:** 現状を確認した上で、民間も交える前提で予算化

提案2. 多様な視点による選定/対象者の拡大

現在の基準 (前回意見交換会より)

「定住に適合した人を受け入れるという観点から、通常の難民保護と基本的なところで違う。」

現地調査の観点:

＝定住に向いているか？
入国した後の定住への意欲、職業適性、語学能力、資格があるか、教育水準など

- 難民性についての視点がないとすれば、定住に関連した選定をできる立場がよいのでは？
- 脆弱性の観点も必要では？

今後の基準 ＜提案＞

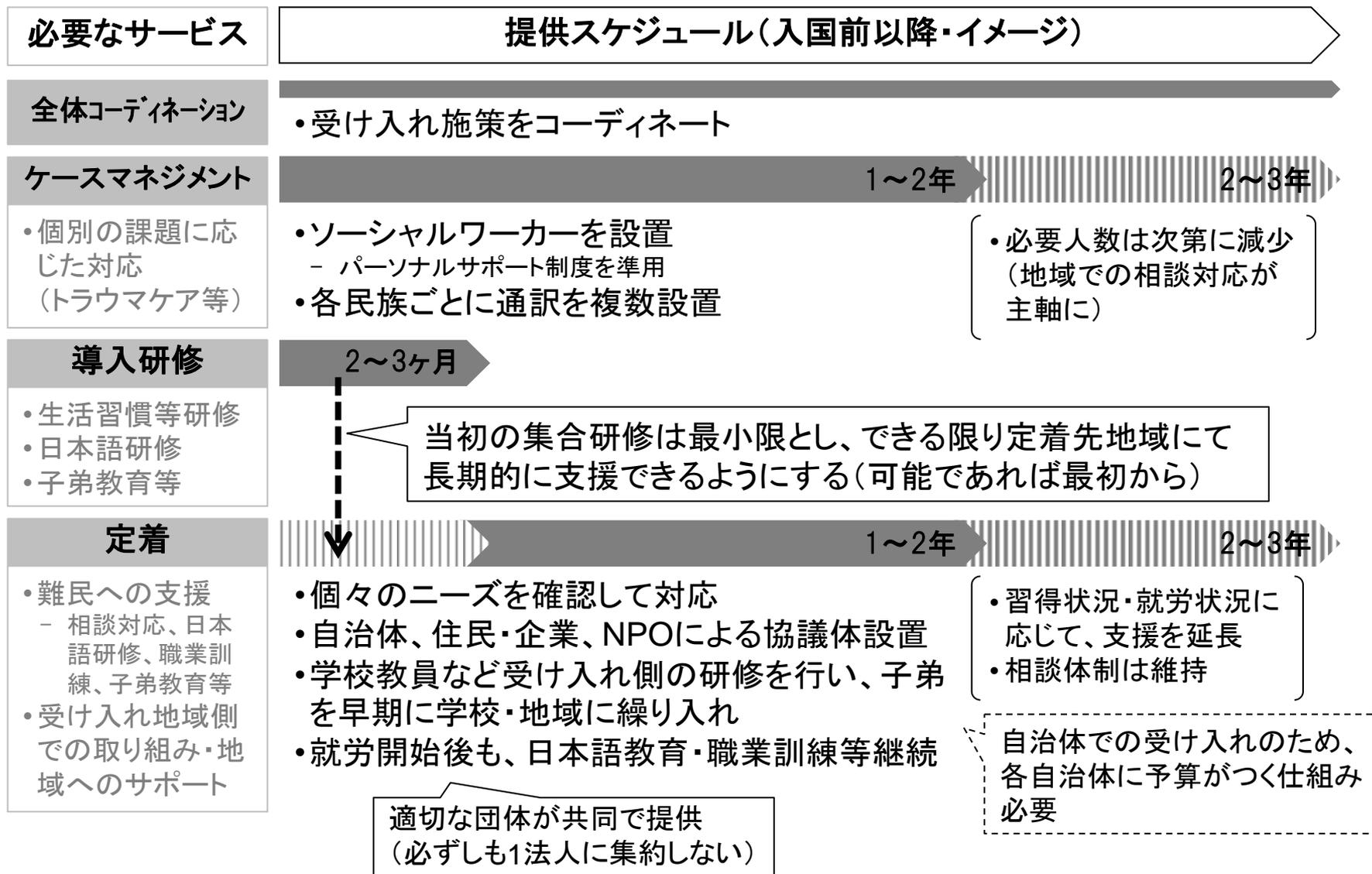
① 定住に向けた難民を様々な視点で選定

- － 受け入れ候補の自治体、支援団体などと共同で選定ミッションを構成
- － 意欲、チャレンジ精神、リーダーシップ、言語などの要件を見るにふさわしい団体を選定
- － 家族構成についても様々な視点で検討（単身者の可能性も）

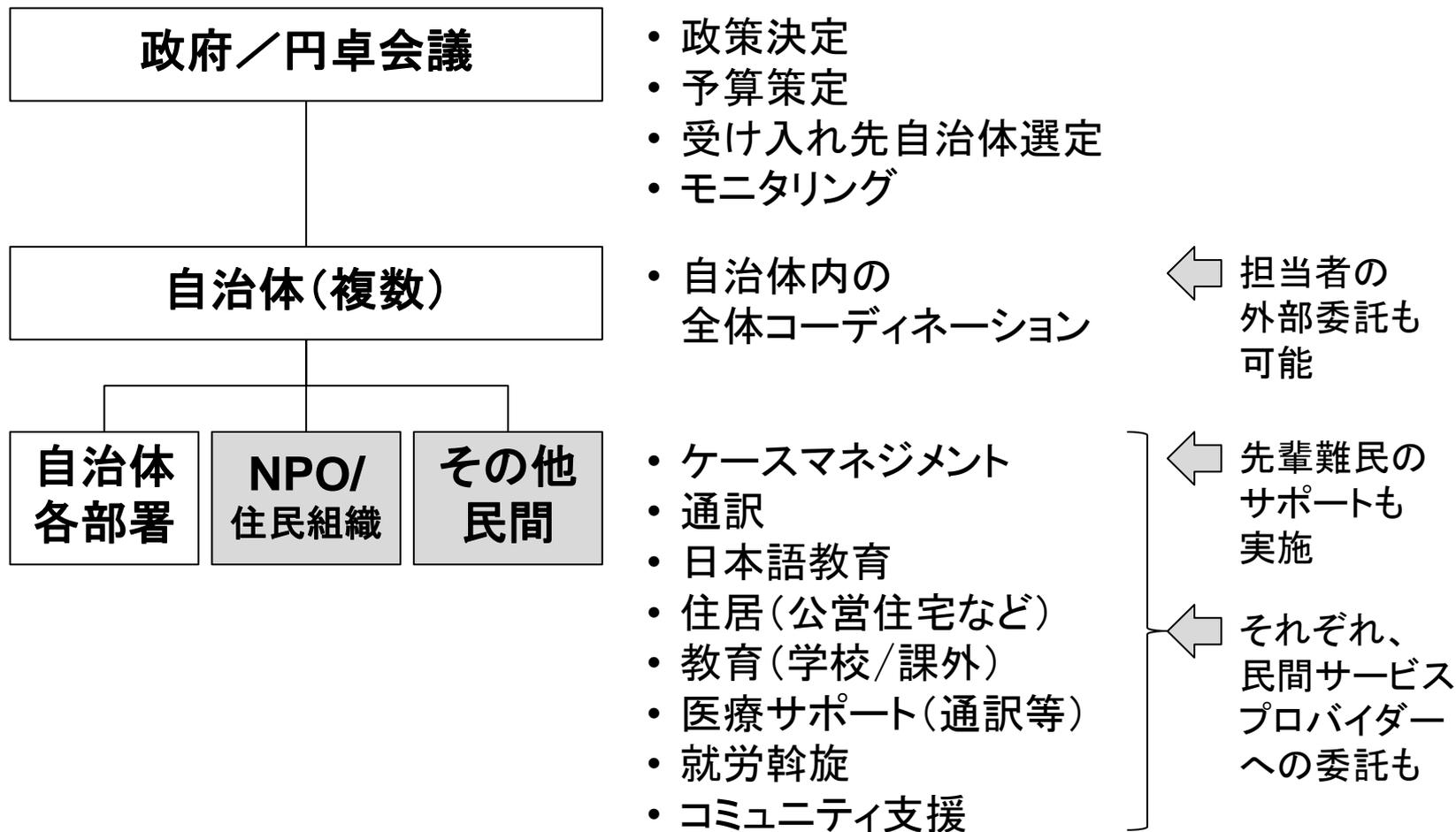
② 脆弱性が高い難民も選定

- － 多くの国でとられているように、PTSDや障害がある難民などを含める

提案3. 継続的なサポートの提供

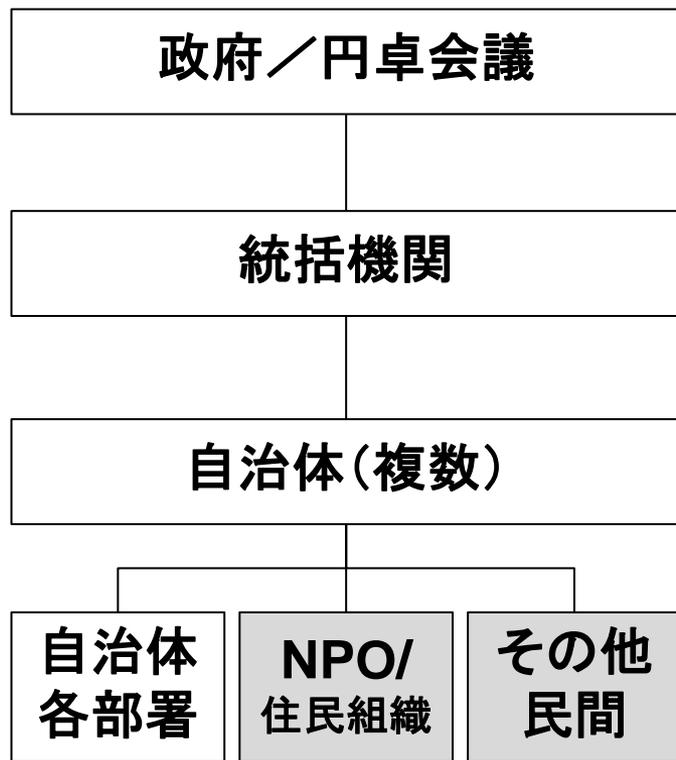


提案4. 受け入れ体制：オプション① 自治体主導



※ 入国後1～1.5ヶ月程度の集合での導入研修は、各自治体から担当を出すことで対応可能

提案4. 受け入れ体制：オプション② 統括機関設置



- 政策決定
- 予算策定
- 受け入れ先自治体選定

- 各地域での受入状況をモニタリング・報告
- 各自治体と共同でプログラム策定し、レベルあわせも行う

- 自治体内のコーディネーション

← 担当者の外部委託も可能

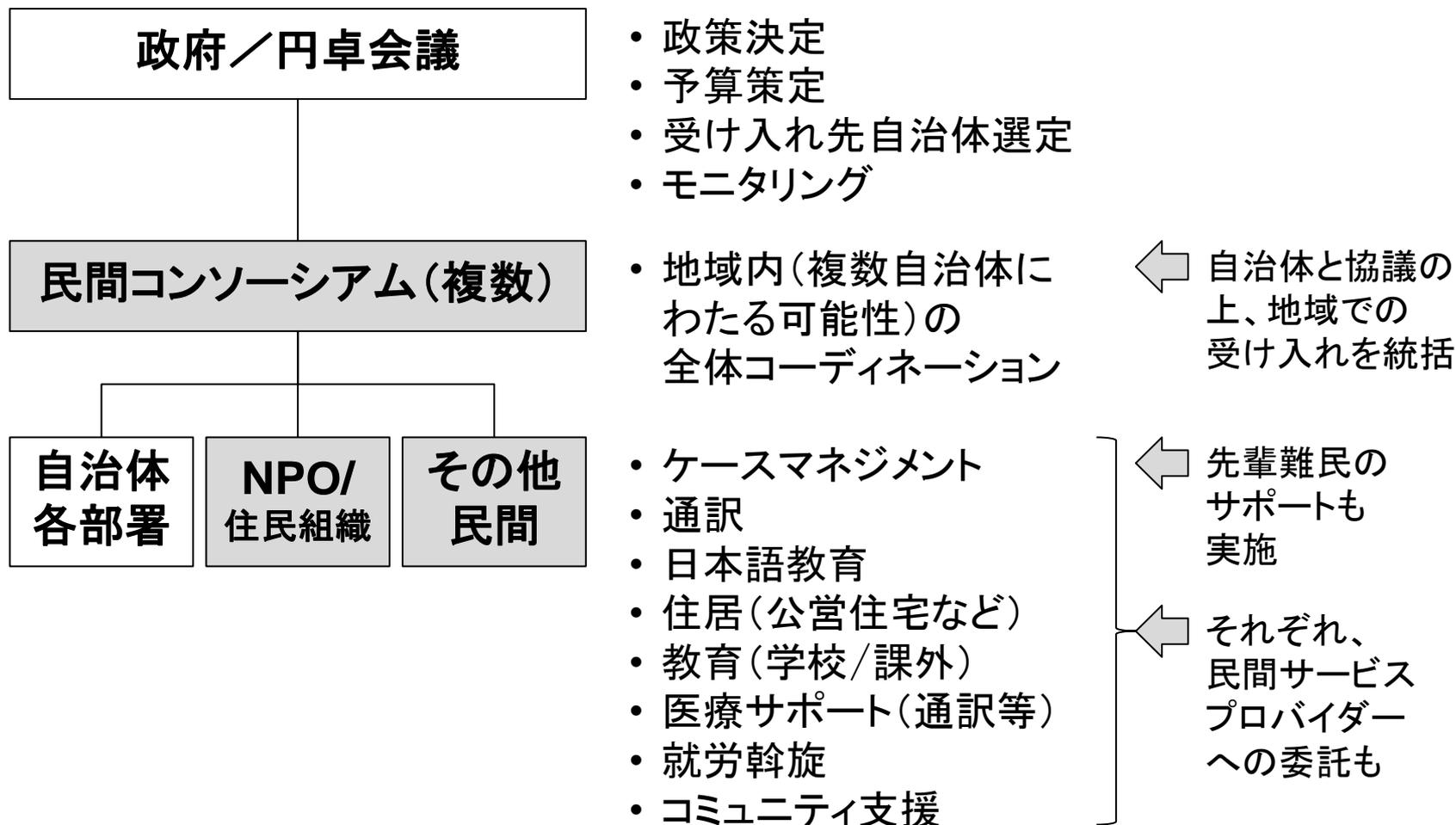
- ケースマネジメント
- 通訳
- 日本語教育
- 住居(公営住宅など)
- 教育(学校/課外)
- 医療サポート(通訳等)
- 就労斡旋
- コミュニティ支援

← 先輩難民のサポートも実施

← それぞれ、民間サービスプロバイダーへの委託も

提案4. 受け入れ体制：オプション③

民間コンソーシアムで受け入れ



(参考)インドシナ難民定住における官民の連携

当初6ヶ月間の研修

その後の定住

アジア福祉教育財団
難民事業本部

- 定住促進センター等設置し、日本語教育など提供

ISSJ, インドシナ難民を助ける会など

- ケースワークを行い、日本語教育なども提供

サポート
提供機関/
提供内容

- 個々人についての情報をRHQからISSJ等に提供し、継続した支援を実現
- 民間団体の実施した継続支援について、政府からの予算も提供

さらにその先に必要な手立て

- **抜本的な難民行政の見直し＝包括的な「難民保護法」の制定**
 - 入国管理に関し、申請中の難民を含めて定義
 - 在留資格の明確化：「難民」としてのステータスの付与
 - 条約難民、人道的配慮、および第三国定住難民について、包括的な制度を確立
 - 申請中の在留資格を規定
 - 入国後の生活関連の公的支援の法制化
 - 難民・難民申請者に対する支援（現在の外務省による「保護費」や、国民健康保険に関する取扱いなど）を含め、法的な根拠に基づいたものとする必要がある

などを内容とする。